

## 議案第67号 提案理由説明書

区	分	主 要 な 提 案 理 由
第67号	西宮市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程	第1条 西宮市教育委員会事務専決規程の一部改正 ・組織改正に伴い、不使用となる職名の専決等の規定を改正する。
		第2条 西宮市教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の一部改正 ・組織改正に伴い、教育委員会の権限に属する事務のうち、市長への補助執行に関する規定を改正する。
		第3条 西宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正 ・組織改正に伴い、課名記号の規定を改正する。
		第4条 西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程の一部改正 ・組織改正に伴い、防火対象物等の規定を改正する。
		第5条 西宮市教育委員会表彰規程の一部改正 ・組織改正に伴い、表彰選考委員会の規定を改正する。
		第6条 西宮市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正 ・組織改正に伴い、安全衛生管理体制の規定を改正する。

西宮市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程制定の件

西宮市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年3月17日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司郎

西宮市教育委員会訓令第 号

西宮市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程

(西宮市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第1条 西宮市教育委員会事務専決規程(昭和55年西宮市教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、担当課長及び館長」を「及び担当課長」に改める。

第3条第3項中「第13条」を「第10条」に改める。

第9条及び第10条を削る。

第11条を第9条とする。

第12条を削る。

第13条中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、同条を第10条とする。

第14条第1項中「第12条」を「第9条」に改め、同条を第11条とする。

第15条を第12条とする。

別表第1中「(第5条—第12条関係)」を「(第5条—第9条関係)」に改める。

別表第2中「(第5条、第7条、第8条、第11条、第12条関係)」を「(第5条、第7条、第8条、第9条関係)」に改める。

別表第3中「(第6条-第12条関係)」を「(第6条-第9条関係)」に改める。

(西宮市教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の一部改正)

第2条 西宮市教育委員会権限事務の補助執行に関する規程(昭和42年西宮市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

(西宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第3条 西宮市教育委員会文書取扱規程(平成15年西宮市教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

事務局

課名	課名記号
教育総務課	教総
教育企画課	教企
教育人事課	教人
教育職員課	教職
学校管理課	学管
学校施設計画課	学施計
学校給食課	学給
地域学校協働課	地協
学事課	学事
学校改革課	学改
学校教育課	学教
学校保健安全課	学保安
特別支援教育課	特支

教育機関

課名	課名記号
教育研修課	教研
青少年育成課	青育

(西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程の一部改正)

第4条 西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程(昭和36年度西宮市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1項の表を次のように改める。

防火対象物	防火管理者	防火副管理者
小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び高等学校	校長	教頭
幼稚園(小学校に併設するものを除く。)	園長(教頭を置く幼稚園にあつては教頭)	園長が指定する教諭
幼稚園(小学校に併設するもの。)	園長	教頭
総合教育センター	所長	所長が指定する者
山東自然の家	所長	所長が指定する者

(西宮市教育委員会表彰規程の一部改正)

第5条 西宮市教育委員会表彰規程(平成30年西宮市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、社会教育部長、学事・学校改革部長」を「、学校支援部長」に改め、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 委員長は、第2項に掲げる者のほか、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(西宮市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正)

第6条 西宮市教育委員会職員安全衛生規程(昭和61年西宮市教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「学校教育部長」を「教育委員会参与」に改める。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から実施する。

(参考)

○提案理由

組織改正に伴う所要の改正を行うため。